



長 稅 第 201 号
平成 22 年 4 月 6 日

長生村議会議長 中 村 秀 美 様

長生村長 石 井 俊 雄



滞納整理方法の改善を求める要望に関する回答書

平成 22 年 3 月 29 日付、長議第 418 号にて要望のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

要望事項

(1)について

本村の滞納処分のあり方においては、従来から関係法令や判例等を踏まえ業務を行っているところであります。

今後も関係法令等を遵守することはもとより、より一層滞納者の生活状況の把握に努め、滞納処分を熟慮してまいります。

(2)について

分納等の誓約については、予ねて面談により滞納者の生活状況を把握をした上で行ってまいりました。

しかし、前段としての通知等による催告では相談に応じないことが数多くあり、滞納処分の執行後に初めて機会をもてるのが実情であります。

滞納税の解消については、滞納者との面談を持つということが肝要と認識しておりますので、今後とも滞納者と接触を持ち交渉に臨んでまいります。

(3)について

滞納処分においては、滞納者の生活状況を把握し、「長生村徵収対策等基本方針」、「差押えの留意事項」を基本とし納税者全体の公平性を鑑み、誠意を持って粉骨碎身し徵収に努める所存であります。

(4)について

村長自らが、現地の住居、住居の管理会社、鴨川警察署並びに鴨川市役所に出向き、それぞれ関係者から生活状況について聞き取り、確認を行いました。また、村の顧問弁護士からも、村の行った差押処分は手続きにしたがつて肅々と業務を行ったものであり過失があるものではないとの所見をいただいたところです。

しかしながら、今回滞納処分後にその対象となった方が亡くなられたという事実は、村としても衷心から大変重く受け止めております。

以上